

別添 清掃作業基準

1. 日常清掃

箇所別	方法	
コンコース	<p>ゴミを拾い掃きする。</p> <p>付着物がある場合は、これを除去すること。</p> <p>クモの巣等がある場合は、これを除去すること。</p> <p>ホーム・コンコース等の窓さん部に埃等がある場合は、これを除去すること。</p>	
コンコース市負担分		
ホーム		
内階段		
外階段		
外階段（自由通路）		
自由通路		
連絡通路		
旅客トイレ 旅客トイレ市負担分	<p>床は全面水洗いを行い、水たまりを残さぬよう全面ふき掃除を行うこと。</p> <p>側壁について、汚れ、落書の処理と同時に必要箇所は水洗い後、拭き取ること。</p> <p>便所内部の棚その他をぬれ布で拭くこと。</p> <p>便器を化学洗剤等で磨き、水洗いし消毒液を散布すること。</p> <p>便器のつまりは貫通させること。</p> <p>洗面器は水洗い後よく拭きとること。</p> <p>床排水トラップの封水がきれいのように、床排水口に水を随時流すこと。</p> <p>回数は1日2回とすること。</p>	
その他	屑箱	内部を拭きとり、千葉市の「ゴミ分別要領」に基づき分別し、集積場所に運搬すること。
	ホームベンチ 階段手摺り カウンター 公衆電話 ホームミラー 券売機 改札機 等	<p>ホームのベンチ、ホーム階段の手摺り、ホーム階段の高らんの上部、出札カウンター、券売機カウンター、精算機カウンター、定期券申込書記入機、公衆電話等のぬれ布拭きを行うこと。</p> <p>ホームミラーは、ガラスクリーナーで洗浄後、よく拭き取ること。</p> <p>ホームミラーの清掃時は列車の接近に十分留意し、列車接近時は作業を中断し、接触事故のないようにすること。</p> <p>券売機、改札機は、表面を乾拭きすること。</p>
	エスカレータ	ベルト部を固く絞った雑巾により、拭き掃除を行うこと。
	エレベータ	<p>ゴミを拾い掃きすること。</p> <p>エレベータ内の手摺り、ボタンをぬれ布拭きを行うこと。</p> <p>付着物がある場合は、除去すること。</p>

以上を標準とするが、特に汚損した床、壁面等については水洗い等による除去を行い、水たまりのないよう拭きとる。

2. 特別清掃 (A・B) A・Bの区分は清掃作業基準表に記載

種別	箇所別	方法
床面	コンコース	機械洗浄すること。 付着物がある場合は、除去すること。
	コンコース 市負担分	
	内階段	
	自由通路 (屋内)	
	連絡通路 (屋内)	
	旅客トイレ	
	旅客トイレ 市負担分	
	ホーム	
	外階段	全面水洗いを行うこと。 走行面の清掃時には、進入列車との接触事故を防止するために、必ず監視員を配置し、列車接近時は作業を中断し、作業員への合図・誘導を徹底させること。 また、道路上なので、水の取り扱いに注意すること。
	走行面	
	自由通路	
	連絡通路	